

○行政処分事務処理要領の制定について

〔 令和 8 年 7 月 2 8 日 〕
〔 例規甲（免処）第 3 1 号 〕

行政処分事務処理要領

第 1 総則

1 目的

この要領は、行政処分事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 「違反行為」とは、一般違反行為（自動車又は原動機付自転車の運転に関し、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「政令」という。）別表第 2 の 1 の表の上欄に掲げるものをいう。）及び特定違反行為（政令別表第 2 の 2 の表の上欄に掲げるものをいう。）をいう。
- (2) 「人身事故等」とは、人の傷害に係る交通事故及び建造物の損壊に係る交通事故をいう。
- (3) 「違反報告書」とは、違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の捜査書類及び交通事故用行政処分書、身体障害者等・重大違反唆し等・危険性帯有用行政処分書その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。
- (4) 「違反等登録」とは、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）（令和 7 年 2 月 2 8 日付け、警察庁丙運発第 5 号ほか。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (5) 「抹消登録」とは、違反等登録を訂正抹消し、又は完全抹消する登録をいう。
- (6) 「違反等登録票」とは、違反等登録に関する違反登録票及び事故登録票をいう。
- (7) 「行政処分書」とは、違反報告書、違反等登録票その他の行政処分手続に関する書類をいう。
- (8) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転禁止の処分をいう。
- (9) 「行政指導」とは、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 条第 6 号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって、処分に該当しないものをいう。

- (10) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (11) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (12) 「処分をした旨の通知」とは、法第90条第11項又は第103条第9項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）及び第104条の2の2第7項による処分をした公安委員会から被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (13) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第3項の処分移送通知書をいう。
- (14) 「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が、当該処分発生地以外の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合における当該処分事由発生地を管轄する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。
- (15) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地の属する都道府県以外の都道府県の区域内にある場合における当該違反者講習該当行為地を管轄する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (16) 「処分執行依頼」とは、処分時における被処分者の住所地が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内にある場合において、処分管轄都道府県公安委員会が、その者に処分書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）に定められた別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4又は別記様式第22の6の処分書をいう。）又は処分通知書（規則別記様式第13の3又は別記様式第13の4の処分通知書をいう。）の交付をその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (17) 「再試験」とは、法第100条の2第1項に規定する免許を受けた者が、初心運転者期間中に基準該当初心運転者となったときに、その者が自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有するかどうかを確認するために行う試験をいう。
- (18) 「免許証」とは、法第92条第1項に規定する運転免許証をいう。
- (19) 「マイナンバーカード」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。
- (20) 「マイナ免許証」とは、法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番

号カードをいう。

- (21) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。
- (22) 「国際運転免許証」とは、道路交通に関する条約（昭和39年条約第17号。以下「条約」という。）第24条第1項の運転免許証（法第107条の7第1項の国外運転免許証を除く。）で、かつ、条約附属書9又は条約附属書10に定める様式に合致したものをいう。
- (23) 「外国運転免許証」とは、我が国と同等水準の運転免許制度を有する国として政令第39条の4に定める国又は地域で発給された運転免許証（政令第39条の5第1項に定める者の日本語による翻訳文が添付されているものに限る。）をいう。
- (24) 「国際運転免許証等」とは、国際運転免許証及び外国運転免許証をいう。
- (25) 「警察署等」とは、警察署、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び交通事件を管轄する警察本部の所属をいう。
- (26) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (27) 「取締り警察官」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官をいう。
- (28) 「運転免許課長」とは、交通部運転免許課長をいう。
- (29) 「運転免許課」とは、交通部運転免許課をいう。
- (30) 「休日」とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日をいう。
- (31) 「暫定停止」とは、法第104条の2の3第1項に規定する臨時適性検査の実施に伴う免許の効力停止の処分をいう。
- (32) 「若年運転者講習」とは、法第108条の2第1項第14号に掲げる講習をいう。
- (33) 「若年運転者講習該当事案の移送」とは、若年運転者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該若年運転者講習該当行為地の属する都道府県以外の都道府県の区域内にある場合における当該若年運転者講習該当行為地を管轄する都道府県公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行う若年運転者講習該当事案の移送をいう。

3 都道府県間の連絡及び協力

違反等登録、処分移送通知書の送付、処分をした旨の通知、仮停止通知書の送付、処分執行依頼等に関する事務は、関係都道府県間相互の緊密な連絡と協力のもとに行うものとする。

4 処分等の迅速性及び的確性の確保

- (1) 点数制度による行政処分は、警察庁長官官房技術企画課情報処理センター（以

下「情報処理センター」という。)に登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであるから、これらの登録は、迅速かつ的確に行うものとする。

- (2) 行政処分は、運転不適格者を迅速かつ的確に排除することによって、交通の安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を適用すべきであると認める事由が生じたときは、その事由の発覚の時に於いて明らかな事実に基づいて速やかに処分を行い、道路交通の場にある人の保護の万全を期すとともに、被処分者について、危険性の早期改善が図られるようにするものとする。

5 能率的事務処理体制

(1) 事務処理体制の集中化

警察共通基盤システム及び山梨県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号）に定める運転者管理業務処理との関連において、行政処分事務が警察本部に集中化するとともに、事務処理方法が専門化することとなるので、これに対応した事務処理体制を整備し、専門的処理を要する事務は、原則として運転免許課において行うものとする。

(2) 事務処理の簡素化

従来の慣行にとらわれることなく、関係事務の全般にわたって再検討を加え、その適正な処理に配慮しながら不必要なものは廃止し、必要なものについても代替・統合・吸収の可否、帳簿内容又は事務処理過程の改善の余地の存否を検討するなどによって省力化に努めるものとする。

第2 行政処分書の作成及び処理手続

1 法令違反の処理手続

(1) 法令違反の検挙報告

ア 取締り警察官は、法令違反を検挙したときは、速やかに違反報告書を作成し、警察署長等に報告しなければならない。ただし、否認事件等で違反報告書のみでは違反事実の認定が困難であると認められるものについては、その事実を立証する関係書類を必ず添付するものとする。

イ 取締り警察官は、交通切符（取締り原票丁票）にあつては違反等登録票作成要領（別添1）及び交通（反則）切符用行政処分原票（切符裏面）作成要領（別添2）に基づき作成し、交通反則切符（取締り原票丁票）及び点数切符（取締り原票）にあつては別に定める要領により作成すること。

ウ 取締り警察官は、違反の動機等で情状を考慮する必要があると認められるときは、行政処分原票の「軽減理由」欄にその内容を明記すること。

(2) 要急登録事案

警察署長等は、要急登録事案に関する処理要領（別添3）に該当する運転者を

検挙したときは、事案を取り扱い、又は引継ぎを受けた幹部にその事案を認定させ、事案の内容及び違反登録に必要な事項を要急登録票（別添３の別記様式）により速やかに運転免許課長にメール又はファクシミリ（以下「ファクシミリ等」という。）により通報するとともに、関係書類を送付するものとする。ただし、麻薬等運転に係る事案については、検挙時に明らかに認定できる場合を除き、鑑定結果を待って送付するものとする。

(3) 緊急登録事案

警察署長等は、緊急登録事案に関する処理要領（別添４）に該当する対象事案を認知したときは、事案を取り扱い、又は引継ぎを受けた幹部にその事案を認定させ、違反登録に必要な事項を緊急登録票（別添４の別記様式）により運転免許課長にファクシミリ等により速報するものとし、関係書類を速やかに送付するものとする。

(4) 法令違反記録の送付

警察署長等は、違反報告書を次に掲げる送付書により運転免許課長に送付するものとする。ただし、併合罪又は併合罪に該当すると認められる事案について違反報告書を個別に作成したときは、一括して送付するものとする。

(ア) 交通切符に係る取締り原票丁票は、違反登録票送付書（第１号様式）

(イ) 交通反則切符に係る取締り原票丁票は、違反登録票送付書（交通反則切符）（第２号様式）

(ウ) 点数切符に係る取締り原票は、点数切符引継書（点数切符受理簿）（第３号様式）

(エ) 基本書式に基づく行政処分原票にあつては、違反登録票送付書

(5) 変更通報

警察署長等は、既に違反報告書を送付し、又は処理した事案について、違反内容、被害程度、責任程度等の登録内容の変更又は登録を不適当と認める事実を認知したときは、速やかに運転免許課長に登録内容変更等通報書（第４号様式）により通報するものとする。ただし、急を要するものについては、電話通報後、登録内容変更等通報書にて通報するものとする。

2 交通事故の処理手続

(1) 交通事故の発生報告

取締り警察官は、交通事故を取り扱ったときは、交通事故情報管理システム（端末装置から交通事故等に関するデータを山梨県警察が設置するＫＡＩシステムに登録し、これを管理し、又は処理するシステムをいう。以下同じ。）へ入力するとともに、人身事故用行政処分原票を印字し、捜査報告書、実況見分調書、供述調書、診断書その他処分の決定に必要な関係記録を添えて警察署長等に報告する

ものとする。

(7) 取締り警察官は、人身事故用行政処分原票を作成するに当たっては、行政処分原票（法令違反、身体障害等）作成要領（別添5）に基づき交通事故情報管理システムにより電算入力し、帳票を印字すること。

(イ) 取締り警察官は、交通事故の発生原因となった違反行為が極めて軽微で情状を考慮する必要があると認められるときは、その内容を「取扱者意見」欄に明記すること。

(2) 仮停止等

ア 処分

法第103条の2第1項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）に規定する事案（以下「仮停止等事案」という。）が発生したときは、当該事案の発生地を管轄する警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、仮停止等の行政処分を行うものとする。

イ 事案の認定

警察署長及び高速隊長は、次により仮停止等事案の認定を行うものとする。

a 事案の究明

仮停止等事案に該当すると認められる交通事故が発生したときは、幹部を臨場させ、違反行為と交通事故との因果関係を認定の上、仮停止等の処分を行うこと。

b 事案の認定要件

仮停止等事案の認定は、交通事故を起こした者が明らかに次に掲げる要件に該当するかどうかを確認して行うこと。

i その者が免許を有する者であるとき。

ii その者が法第103条の2第1項各号の違反行為をしたとき。

ウ 仮停止等の適用除外事由

警察署長及び高速隊長は、次のいずれかに該当する場合には、原則として仮停止等を行わないものとする。

a 仮停止等事案に該当した者が、負傷、病気、身柄拘束等のために、明らかに仮停止等の期間中に公安委員会又は警察本部長が処分できないと認められるとき。

b 過失責任が軽微で、明らかに軽い処分に相当すると認められるとき。

c 仮停止等の期間中に免許が失効する等の事由があり、仮停止等することが適当でないと認められるとき。

エ 事案発生速報等

(7) 報告

警察署長及び高速隊長は、仮停止等をしようとするときは、速やかに捜査した結果を仮停止等発生通報要領（別添 6）に基づき運転免許課長に電話通報し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定し、仮停止等事案発生速報（別添 6 の別記様式）により、ファクシミリ等で速報し、関係資料を 5 日以内に送付するものとする。

(イ) 運転免許課長の措置

- a (ア) により仮停止等事案発生速報を受理した運転免許課長は、その内容を検討し、仮停止等事案該当の有無等についての意見の聴取予定日、関係資料送達日等を、当該警察署長及び高速隊長に通報するものとする。
- b a の場合において、保管してある免許台帳によって仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号（対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号）を確認し、当該事案について事故登録票（第 5 号様式）を作成し、直ちに事故登録を行うものとする。
- c 当該事案について法第 103 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は第 107 条の 5 第 1 項による処分を行う公安委員会が、他の都道府県公安委員会であるときは、直ちに運転免許課を通じて当該都道府県公安委員会に通報した後、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号（対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号）を電話通報するとともに、仮停止・禁止通知書（第 6 号様式）により関係書類を当該移送先都道府県公安委員会に速やかに送付するものとする。

なお、運転免許課においては、違反登録した後、点数通報書（回答）を当該移送先都道府県公安委員会に速やかに送付するものとする。

オ 処分の決定

仮停止等処分の決定は、次により行うものとする。

- a 処分の決定に必要な資料
 - 仮停止等は、次に掲げる事項を審査して決定すること。
 - i 仮停止等事案発生速報
 - ii 実況見分調書
 - iii 医師の診断書
 - iv 酒酔い運転については、酒酔い・酒気帯び鑑識カード等その認定に必要な事項
 - v 被処分者及び関係者の供述調書
 - vi その他事案の認定のために必要な事項
- b 事情の聴取等
 - 仮停止等の決定に必要があると認めるときは、被処分者、証人、参考人

等から直接その供述若しくは陳述を聴取し、又は証拠の提出を求めるなどして認定を適正に行うこと。

カ 処分の執行

処分を執行するときは、次により処理するものとする。

a 仮停止等通知書の交付等

(a) 処分事由の説明

処分事由及び仮停止等処分を受けた日から5日以内に弁明することができる旨を説明すること。

(b) 仮停止等通知書の交付

被処分者に仮停止・禁止処分通知書（第7号様式。以下「仮停止等通知書」という。）を交付すること。

(c) 免許証の保管等

免許証、国際運転免許証等の提出を求め、被処分者の免許証であることを確認するほか、住所地を管轄する都道府県警察本部の行政処分担当係に当該免許証を保管していることを通報すること。また、被処分者がマイナ免許証を有する者であるときは、マイナ免許証を提示させ、当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

b 仮停止等通知書の交付時期

仮停止等通知書の交付は、警察署等において被処分者の身柄を確保し、又は当該事案の取調べの期間中に行うこと。

c 仮停止等処分簿

仮停止等を執行したときは、仮停止等処分簿（第8号様式（本部用）又は第9号様式（警察署用））に記載し、その処理経過を明らかにしておくこと。

d 弁明の機会の付与

仮停止等の処分を執行したときの弁明の機会の付与は、法第103条の2第2項（第107条の5第10項において準用する場合を含む。）及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）の規定によるほか、次により行うこと。

i 弁明の日時の指定

弁明の日は、処分をした日から5日以内の執務時間中に指定する。

ii 弁明の場所

弁明を行う場所は、特別の事情がない限り警察署等とする。

iii 弁明調書の作成

被処分者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、警察署長及び高速隊長の指名する巡査部長以上の階級にある警察官が弁明の要旨を録取し、弁明調書（第 10 号様式）を作成する。

iv 弁明結果の処分の取消し

警察署長及び高速隊長は、被処分者又は代理人の弁明内容を審査した結果、仮停止等を行うことが適当でないと認めたときは、運転免許課長に通報し、職権でその処分の取消しをする。

v 弁明の放棄

仮停止等通知書を交付した後、被処分者から弁明をしない旨の申立てがあったときは、弁明調書にその旨を明らかにしておく。

e 意見の聴取通知書の交付

警察署長及び高速隊長は、仮停止等を執行したときは、次により意見の聴取通知書（第 11 号様式）を交付すること。

i 被処分者が本県公安委員会の管轄区域内に住所を有するものであるときは、エに定める仮停止等事案発生速報の際、意見の聴取期日等の指定を受け、意見の聴取通知書を作成し、被処分者に交付するとともに、被処分者から受領書を徴する。

ii 被処分者が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に住所地を有するときは、エに定める仮停止等事案発生速報の際、被処分者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の意見の聴取期日等の指定を受け、当該公安委員会の依頼による意見の聴取通知書正副 2 通を作成し、正本を被処分者に交付する。

3 身体障害者等、重大違反唆し等及び危険性帯有事案

(1) 警察署長等は、法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号まで若しくは第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの身体障害者等に該当すると認められる者を発見したとき、又は第 103 条第 1 項第 6 号から第 8 号までの重大違反唆し等若しくは危険性帯有事案を検挙し、若しくは認知したときは、別添 5 の作成要領に基づき行政処分上申書（身体障害者等・重大違反唆し等・危険性帯有）（別添 5 の第 2 号様式）を作成し、関係書類を添えて運転免許課長に送付するものとする。

(2) 暴走行為者等の認定については、暴走行為者等の認定及び事務処理要領（別添 7）に基づき行うものとする。

(3) 麻薬、覚醒剤等の使用者等に対する取消し等該当関連情報

登録等については、麻薬、覚醒剤等の使用者等に対する取消し等該当関連情報登録及び事務処理要領（別添 8）に基づき行うものとする。

4 暫定停止

(1) 暫定停止の対象となる交通事故は、人の死傷又は物の損壊を伴う交通事故（以下「対象事故」という。）である。当該対象事故の発生を認知し、当該事故の状況から判断して、その者が一定の病気等に該当する疑いが認められる場合には、速やかに第2の3（1）により運転免許課長に報告すること。

(2) 医師の診断に基づき臨時適性検査に係る暫定停止を行う場合
次の場合は、暫定停止を行う。

(ア) 医師が、その診察結果を公安委員会に届け出たこと（法第101条の6第1項）を端緒に臨時適性検査を行う場合

(イ) 公安委員会において、免許保有者が一定の病気等にかかっている疑いがある者について、その主治医に照会した結果、一定の病気等にかかっている者である旨の回答を得たものの、取消し等の処分の判断ができないことから、臨時適性検査を行う場合

(3) 処分量定の期間

臨時適性検査の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間とする。

なお、「意思決定が可能となると見込まれる期間」については、病状等を基に、臨時適性検査を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる期間とすること。

(4) 暫定停止の出頭通知

運転免許課長は、暫定停止処分の該当事案については、暫定停止呼出通知書（第11号様式の2）を送付すること。

(5) 処分執行時期

暫定停止の処分執行は、法第102条第6項により臨時適性検査を通知する機会に行うこと。

なお、法第102条第4項に基づく臨時適性検査の実施について意思決定した後、専門医等の事情により指定日の決定のみができない場合に限り、当該通知に先立って処分執行を行うことができる。

(6) 処分執行場所

運転免許課又は処分を受ける者の最寄りの警察署とする。

(7) 処分執行等の方法

ア 暫定停止の執行については、規則別記様式第19の3の3を用いること。また、法第104条の2の3第1項後段の規定により処分を解除（以下「処分解除」という。）するときは、一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について（令和7年3月19日付け、例規甲（免講）第61号）に定める運転免許の効力停止処分解除通知書（第8号様式）により行うこと。

イ 暫定停止処分を最寄りの警察署で執行する際は、運転免許課長は、規則別記様式第19の3の3を執行連絡票（第35号様式の2）及び行政処分（通知）書送付書（執行処理票）（第36号様式。以下「執行処理票」という。）とともに送付すること。

ウ 被処分者に対し処分書等を交付するときは、第11の8に準じて行うものとする。

エ 暫定停止処分を執行したときは、免許証を運転免許証送付書（暫定停止関係）（第11号様式の3）とともに速やかに運転免許課長に送付すること。

(8) 弁明の機会の付与

暫定停止処分を執行したときの弁明の機会の付与は、法第104条の2の3第2項及び意見の聴取等規則の規定によるほか、次により行うこと。

(ア) 弁明の日時の指定

弁明の日は、処分をした日から5日以内の執務時間中とする。

(イ) 弁明の場所

弁明を行う場所は、特別の事情がない限り運転免許課又は処分を受ける者の最寄りの警察署とする。

(ウ) 弁明調書の作成

a 被処分者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、原則として交通警察に専従する巡査部長以上の階級にある警察官が弁明の要旨を録取し、弁明調書を作成する。

b 弁明等の通知を受けた者が出頭し、口頭による弁明をしたときは、意見の聴取等規則第15条又は聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等規則」という。）第22条によるほか、次の点に留意して弁明調書を作成するものとする。

(a) 出頭者が本人であるか代理人であることを確認すること。

(b) 弁明調書には、次の事項を簡潔に録取すること。

i 免許証の交付年月日、交付番号、交付公安委員会及び免許の種類

ii 処分対象事案の発生年月日、場所及び事案の概要並びにこれに対する認否

iii 弁明等の通知を受けた者に有利な全ての供述

(エ) 弁明の放棄

一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について定める弁明通知書（第9号様式）を交付した後、被処分者から弁明をしない旨の申立てがあったときは、弁明調書にその旨を明らかにしておくこと。

5 仮運転免許の拒否

(1) 仮運転免許拒否に該当すると思われる者の発見報告

警察署長は、自動車教習所長から仮運転免許（以下「仮免許」という。）試験による仮免許合格申請がなされた際、提出された質問票の回答内容から病気に該当する者を発見した場合は、速やかに個別聴取を実施するとともに運転免許課長に速報し、仮免許の拒否について指示を受けるものとする。また、運転免許課において実施される一般仮免許受験者についても、同様に運転免許課長に速報するものとする。

(2) 処分の決定

速報を受けた運転免許課長は、（１）の該当者が過去に法第 90 条第 1 項第 1 号若しくは第 1 号の 2 に該当する病気等で寛解の見込み等がないものとして取消処分を受けた者又は適性検査所において既に鑑定等により法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに該当するものとして認定されている者である場合には、直ちに警察署長に通知するものとする。

(3) 処分の執行

警察署長は、仮免許の拒否の通知を受けたときは、被処分者の仮免許証の交付を一時留保するとともに被処分者に通知し、仮運転免許の拒否処分通知書（第 12 号様式）に必要事項を記載し、被処分者に交付して処分執行を行い、その際、弁明の機会を付与し、弁明調書を作成するものとする。また、運転免許課において行う一般仮免許受験者で法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に対する処分執行は、運転免許課長が行うこととし、その手続については警察署長の場合と同様とする。

6 仮運転免許の取消し

(1) 違反行為の発見報告

警察署長等は、仮免許を受けている者の仮免許に係る自動車の運転に関して、別表第 1 の仮免許取消処分対象事案に該当する違反を検挙したときは、速やかに運転免許課長に仮免許取消し事案発生速報（第 13 号様式）により電話通報した後、ファクシミリ等により送付するものとする。

(2) 処分の決定

運転免許課長は、検挙速報を受けた事案の内容を審査し、仮免許の取消しを相当と認める場合は当該仮免許の取消しを決定し、直ちに警察署長等に通知するものとする。

(3) 処分の執行

警察署長等は、取消しの通知を受けたときは、規則第 31 条の 4 に基づく仮運転免許の取消処分通知書（第 14 号様式）に必要事項を記載し、被処分者に交付して処分の執行を行い、その際、弁明の機会を付与し（２（２）カ d の仮停止等

の処分を執行したときの弁明の機会の付与に準じて行う。）、弁明調書を作成するものとする。

(4) 仮免許証の提出、保管等

警察署長等は、取消処分を行った場合は、仮免許証の提出を求めてこれを保管し、事後速やかに関係記録とともに運転免許課に送付するものとする。

(5) 他都道府県に住所を有する者に係る事案の措置

運転免許課長は、報告を受けた取消事案のうち、他都道府県に住所を有する者について、直ちに被処分者の住所地都道府県の運転免許課長にその内容等を連絡し、被処分者に処分執行のための出頭の日時、場所等を通知するものとする。

第3 警察署長等及び運転免許課長の措置

1 行政処分書の作成

- (1) 警察署長等及び運転免許課長は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、行政処分書を作成するものとする。
- (2) 警察署長等及び運転免許課長は、交通関係の事務処理に従事する者の中から行政処分書作成責任者を指定し、違反等登録票の作成をその者において一元的に行わせるようにするものとする。
- (3) 登録票（第5号様式及び第15号様式から第19号様式まで）は、運転者管理業務実施要領に基づき作成するものとする。
- (4) 運転免許課長は、再試験に係る事案について、再試験に係る行政処分処理票（第20号様式及び第21号様式）を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。
- (5) 運転免許課長は、若年運転者期間に係る事案について、若年運転者期間に係る行政処分処理票（第75号様式及び第76号様式）を作成し、その処理経過を明らかにしておくものとする。

2 行政処分書の点検

- (1) 警察署長等及び運転免許課長は、交通関係の事務処理に従事する警部若しくは警部補の階級にある警察官又はこれに相当する職員の中から行政処分書に関する審査責任者を指定するものとする。
- (2) 審査責任者は、違反報告書の所要欄に違反登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうか点検し、所要の整備を行い、特に人身事故に係るものであるときは、違反行為の種別及び交通事故の種別、交通事故を起こした者の不注意の程度等について十分審査するものとする。
- (3) 審査責任者は、審査の結果、当該事案が別表第2の交通事故に関する登録除外事由に該当すると認められたときは、違反報告書の所要欄にその旨を記載し、意見を付記するものとする。

第4 行政処分書の送付

1 送付手続

- (1) 警察署等においては、行政処分書を違反登録票送付書により、運転免許課に送付するものとする。この場合において、警察署等は、違反登録票送付書の写しを保管するものとする。
- (2) 6点以上の点数がつけられることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分量定上の参考意見を付記し、事実の証明に必要な書類等を添付すること。
- (3) 点数によらないで処分することとされている事案に係る違反報告書を送付するときは、違反報告書の所要欄に必要事項を記載の上送付する。ただし、身体障害者等及び危険性帯有等の事案については、次の資料を添付すること。

ア 法第90条第1項第1号から第2号まで、第103条第1項第1号から第3号まで及び第107条の5第1項第1号に該当する者については、その者の弁明を録取した供述調書又は被処分者の親権者、保護者等の供述調書及び医師の診断書又は鑑定書

イ 法第103条第1項第6号から第8号までに該当するものについては、事案の疎明に必要な書類

- (4) 同一事故について2人以上の者の行政処分書を同時に送付する場合は、違反等登録票を各別とするほか、それぞれに関係書類を添付すること。

2 行政処分書の送付期限

行政処分書の送付期限は、次のとおりとする。

ア 人身事故に係る事案（仮停止、要急登録及び緊急登録事案を除く。）

事故発生の日から原則として10日以内に行政処分書が運転免許課に到達するように送付するものとする。また、上申期日が事故発生から1か月以上経過したものについては、上申遅延理由書（第22号様式）及び行政処分原票（別添5の第1号様式）の右下欄の「特記事項」欄に当該事故を取り扱った者がその理由を記載するものとする。

イ 法令違反（物損事故を含む。）

違反検挙の日から5日以内に行政処分書が運転免許課に到達するように送付するものとする。

ウ その他の事案

その他の事案については、イに準じて送付するものとする。

第5 行政処分書の決裁

1 審査責任者の専決

行政処分書の警察本部への送付に関する事務は、審査責任者に専決させるものと

する。

2 事件簿の備付け

審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分を上申しなかったものについては、当該事件簿等の余白に明記しておくものとする。

3 警察署長等の処理

- (1) 警察署長等は、2の事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録により行政処分書の作成及び送付、それに基づく違反等登録が適正に行われるよう指導監督し、違反発見報告のあった事案について、不正な処理が行われることがないように配慮するものとする。
- (2) 警察署長等は、行政処分書を送付した事案については、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情が生じたときは、登録内容変更等通報書により、速やかにその旨を運転免許課長に連絡するものとする。

第6 運転免許課長の措置

1 違反等登録票の点検

警察署長等から送付された行政処分書の所要のコード記載の点検を、速やかに行うものとする。

2 点検責任者の指定

運転免許課長は、行政処分係長を行政処分書点検責任者に指定し、その者において行政処分書の点検及びそれに基づく警察署等の行政処分書作成について、指導教養を行わせるものとする。

第7 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

運転免許課長は、行政処分担当課長補佐の職にある者を違反等登録審査官（以下「登録審査官」という。）に指定するものとする。

2 登録審査

登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分書に係る交通違反及び交通事故が違反登録の対象になるか否かを審査し、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査しなければならない。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、交通事故の不注意の程度の認定基準（別添5の別表）の「専ら」・「専ら以外」の区分について行うものとする。

3 登録除外

登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認又は告知等の基準に該当しないと認めたときは、当該事案を違反等登録から除外

し、交通事故に係る事案についても別表第2の登録除外事由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

4 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分書の点検の終了を待って直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにしなければならない。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに登録除外を相当と認めた場合を除き、取りあえず違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、登録審査官に専決させるものとする。
- (2) 登録審査官は、(1)により専決した事務の取扱状況を、違反等登録日報（第23号様式）により報告するものとする。
- (3) 3の登録除外に関する事務の決裁は、登録審査官において、当該登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要欄に付記した上で、個々の事案について決裁を受けるものとする。

6 登録除外の特例

他の都道府県公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、次により当該事案の発生地都道府県公安委員会に差し戻し、当該都道府県公安委員会において登録の変更又は除外を行うものとする。

ア 登録内容の変更を要する場合は、原則として電話によること。

イ 登録内容の除外を要する場合は、交通違反・事故登録の除外依頼書（第24号様式）によること。

7 告知是正を要する場合

運転免許課長は、違反等登録をした結果、当該違反行為が処分中の無免許運転であること、法第125条第2項第2号に該当すること、又は人定誤認等が明らかになり告知是正等の措置を要することと認めたときは、非反則行為等発見通報書（第25号様式）により、交通部交通指導課反則通告センター及び取扱所属に通報するものとする。

8 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

- (1) 行政処分等の調査と是正措置

運転免許課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認めら

れる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

運転免許課長は、(1)の抹消登録した運転者の住所地が、他の都道府県警察である場合は、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を直ちに電話により連絡するものとする。

なお、運転免許課長が当該連絡を受けた場合は、(1)の措置を講ずるものとする。

(3) 運転免許を受けていない者への対応

ア 運転免許課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、同人による運転免許の申請及び受験相談の機会において、同人に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を同人に対して確認するなど直ちに調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ アにおいて、運転免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できない場合は、運転免許課長は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（第25号様式の2）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとする。また、本県において当該抹消登録した場合は、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

ウ 運転免許課長は、イに基づく調査依頼を受けた場合は、イの調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づいた行政処分等が認められたときは、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図りつつ、必要な措置を適切に講ずるものとする。また、本県において当該抹消登録した場合は、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

第8 処分量定

1 処分量定基準

免許の取消し、停止等の基準は政令第38条に基づき行うが、免許の効力の停止等の処分量定細部基準は全国統一の基準である別添9のとおりとする。

2 処分量定の方法

(1) 免許の拒否・保留

ア 新規免許の申請に係る処分量定は、まず点数通報書記載の停止等の回数、累

積点数及び免許取消歴又は点数によらないで処分することとされている事案に係る量定、暴走加重等に基づいて行うこと。

イ 併記免許の申請に係る処分量定は、処分通報書又は処分手配通報がなされている場合には、現に受けている免許の処分決定と同一の処分量定をすること。

ウ 通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別すること。

(2) 免許の取消し及び停止

運転免許を現に有する違反運転者に係る処分量定は、点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書により、処分量定決定決裁書（第26号様式）及び違反者講習通知決定決裁書（第26号様式の2）又は点数によらないで処分することとされている事案に係る違反報告書に基づき行うものとする。

(3) 自動車等の運転禁止

国際運転免許証等を所持する違反運転者に係る処分量定は、当該通報に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは当該違反行為について点数計算をし、当該違反行為等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分歴の通報があったときは国籍、住所等によって当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容、免許取消歴等に応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当する場合

a 点数通報に係る違反行為者等の住所地が処分管轄を有するものであるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定をすること。

b 点数通報に係る違反行為者の住所地が処分管轄を有するものでないときは、点数通報書の余白欄に計算した点数を付記し、当該事案をその者の住所地都道府県公安委員会に移送すること。

(イ) 処分基準点数に該当しない場合

点数通報書を廃棄し、当該違反行為に係る行政処分書を保存すること。

3 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為又は点数によらないで処分することとされている事案が、交通事故、身体障害、病気、危険性帯有等であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該事故登録の後において、点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか、又は違反報告書を受領した後に処分量定に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調査し、その事情があるときは、処分量定

をする者において点数計算をやり直すなどの措置を講じ、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が、別添 5 の別表の「専ら以外」に該当するものであるときは、その細目区分について認定し、「小」に該当すると認めた事案については、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

4 弁明等の機会の付与

(1) 弁明期日の指定

意見の聴取等規則及び聴聞等規則に基づく弁明期日又は弁明を記載した書面の提出期日の指定は、弁明等の通知書が被処分者に到達する予定日の 1 週間以降になるように指定するものとする。ただし、免許試験合格時に、当事者からこの場で弁明したい旨の希望があった場合については、当事者の利便を図る上からその場で弁明の機会を与えることができるものとする。この場合において、当事者がその場で弁明を望んだ旨の経過を、弁明調書の「その他参考となるべき事項」欄に記載しておくこと。

(2) 弁明等の通知書の送付

弁明等の通知書は、定められた書式を使用し、代理人資格証明書（第 27 号様式）の用紙とともに送付するものとする。

なお、弁明等の通知書は 2 部作成し、1 部（公印のないもの）を控えとして保存するものとする。

(3) 弁明書の受理

弁明書は、原則として交通警察に専従する巡査部長以上の警察官が受理するものとする。

なお、弁明書の内容は、(4) (イ) の弁明調書の録取内容に準じて記載するよう指導するとともに、記載内容が処分に関する弁明（否認を含む。）をしていない場合は補正を指導するほか、本人の希望があれば弁明調書を作成するものとする。

(4) 弁明調書の作成

弁明等の通知を受けた者が出頭し、口頭による弁明をしたときは、意見の聴取等規則第 15 条又は聴聞等規則第 22 条によるほか、次の点に留意して弁明調書を作成するものとする。

(ア) 出頭者が本人であるか代理人であることを確認すること。

(イ) 弁明調書には、次の事項を簡潔に録取すること。

a 拒否又は保留に該当する者については、合格した免許試験の種別、合格年月日及び受験試験場（署）名

b 法第 103 条の取消し又は停止に該当する者については、免許証の交付

年月日、交付番号、交付公安委員会及び免許の種類

c 処分対象事案の発生年月日、場所及び事案の概要並びにこれに対する認否

d 違反行為の動機

e 違反行為（交通事故）の前歴

f 弁明等の通知を受けた者に有利な全ての供述

5 意見の聴取及び聴聞の公示

(1) 意見の聴取事案にあつては法第104条第1項、聴聞事案にあつては法第104条の2第2項により、意見の聴取期日又は聴聞期日の一週間前までに告示書(第28号様式、第29号様式及び第30号様式)によりインターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

(2) 行政手続法第15条第3項に基づく書面は、告示書(第31号様式)によりインターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

6 処分量定の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事案の内容が定型的なものについては一括決裁を受け、重要又は特異なものについては個別に決裁を受けるものとする。

第9 処分決定後の措置

1 行政処分書及び処分通知書の作成及び送付

運転免許課長は、処分が決定したとき、又は他の都道府県公安委員会から処分執行の依頼を受けたときは、次により行政処分書又は処分をした旨の通知（以下「処分書等」という。）を作成するとともに、第10の2（1）又は（2）により処分書等の交付ができない被処分者には、警察署ごとに作成した執行処理票送付台帳(第32号様式)に登載後、警察署長に対して速やかに処分書等の送付手続を行うものとする。

ア 法第90条による拒否、保留等の処分が決定したときは、規則第18条の3に基づき運転免許拒否・保留処分通知書(第33号様式)、運転免許取消・停止処分通知書(第34号様式)を執行指示書(第35号様式。)及び執行連絡票(第35号様式の2)を送付すること。ただし、法第90条第1項第1号から第3号まで及び第7号に該当した場合の運転免許拒否・保留処分通知書については、規則第18条の3に規定する通知書によるものとする。

イ 法第103条による取消し、停止処分及び第107条の5による自動車等の運転禁止処分が決定したときは、規則に基づき運転免許取消・停止処分書(第37号様式)及び自動車等の運転禁止処分書(第38号様式)を執行指示書及び執行処理票とともに送付すること。ただし、法第103条第1項第1号から第4号までに該当した場合の運転免許取消・停止処分書については規則第30

条の4に規定する処分書によるものとし、法第107条の5第1項第1号に該当する場合の自動車等の運転禁止処分書については規則第37条の5の2に規定する処分書によるものとする。

ウ 法第104条の2の2による取消処分が決定したときは、規則第30条の4により運転免許取消処分書（第39号様式）を執行処理票とともに送付すること。

エ 他の都道府県公安委員会から処分執行の依頼を受けたときは、処分書等を執行処理票とともに送付すること。

オ 処分書等の「免許の種類」及び「理由」欄は、別記第1、別記第2、別記第3及び別記第5により記載すること。ただし、点数によらない処分の処分書等を作成するときは、「理由」欄の点数に関する記載部分を除くこと。

カ 法第104条の2の4による取消処分が決定したときは、規則第30条の4により運転免許取消処分書（第40号様式）を執行処理票とともに送付すること。

2 処分書等を受理した場合の措置

警察署長は、1により処分書等の送付を受けたときは、警察署における行政処分の執行依頼の受理及び執行に係る事務処理要領（別添10）に基づき事務処理を行うとともに、次により速やかに被処分者に対し処分書等を交付するものとする。

ア 1アからウまでにより処分書等の送付を受けたときは、速やかに被処分者に対する出頭通知をして処分書等を交付するものとする。

イ 被処分者が、他の都道府県公安委員会の管轄区域内に住所を変更しているとき、又は県内の他の警察署管内に住所を変更しているときは、行政処分執行不能報告書（別添10の第6号様式）の執行不能理由にその旨を明記し、運転免許課に速やかに返送するものとする。

第10 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 処分移送通知書（第41号様式から第44号様式まで）の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うものとする。この場合において、第43号様式及び第44号様式の送付は、原則として書留郵便により行うこと。

なお、添付を要すべき資料は、次に掲げる資料等の一部又は全部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

ア 交通違反の場合

(ア) 点数通報書及び行政処分書

(イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し

(ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

(ア) 点数通報書及び行政処分書

(イ) 実況見分調書の写し

(ウ) 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し

(エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し

(オ) その他違反事実の証明に必要な資料

ウ 再試験不受験の場合

(ア) 郵便物配達証明書

(イ) 再試験通知書受領書

エ 若年運転者講習不受講及び若年運転者講習受講後基準該当（以下「若年取消し」という。）の場合

(ア) 郵便物配達証明書

(イ) 若年運転者講習通知書

(2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものを送付するものとする。

(3) 処分移送通知書の「理由」及び「備考」欄の記載は、第41号様式にあっては別記第1、第42号様式にあっては別記第2の記載例により行うものとする。

(4) 再試験不受験による処分移送通知書の「理由」欄の記載は別記第3、「備考」欄の記載は別記第4の記載例により行うものとする。

(5) 若年取消しによる処分移送通知書の「理由」欄の記載は別記第3の2、「備考」欄の記載は別記第4の2の記載例により行うものとする。

2 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

(1) 処分事案の移送は、行政処分関係書類の送付について（第45号様式及び第46号様式）及び県外移送者名簿（第47号様式）により行うものとする。

(2) 違反者講習該当事案の移送は、違反者講習関係書類の送付について（第48号様式）により行うものとする。

(3) 1（1）及び（2）は、処分事案又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

(4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長等において直接送付するものとする。

3 処分をした旨の通知及び処分執行依頼

(1) 処分をした旨の通知及びその通知の際の処分執行依頼は、次により行うものとする。

ア 処分決定通知・処分執行依頼書（第49号様式）の「処分の理由」欄の記載

にあつては別記第5、処分通知書（第50号様式）の「理由」欄の記載にあつては、別記第3の記載例により行うものとする。若年取消し該当者に取消処分書を交付した場合は、処分決定を行った公安委員会から、当該者の住所を管轄する公安委員会に対して、処分を執行したことを処分執行通知書（別記第6）により行うものとする。

イ 処分決定通知・処分執行依頼書又は処分通知書を送付するときは、被処分者に交付する処分書等及び当該処分に係る行政処分書（処分（短縮）登録票の資料区分・処分登録公安委員会コード・処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの）を添付して行うものとする。

ウ 再試験の取消し又は若年取消しに係る処分書等を送付する際に、併せて処分の執行を依頼するときは、被処分者に交付する運転免許取消処分書及び行政処分処理票（若年運転者期間に係る行政処分処理票（第75号様式及び第76号様式）を含む。）並びに違反外処分・短縮・手配登録票（資料区分、処分登録公安委員会コード及び処分年月日以外のコードを記載したもの）を添付して行うものとする。

エ 免許の取消処分の決定を行った時における若年取消し該当者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合には、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して、当該決定を行ったことを処分決定通知書（別記第7）を送付して通知するものとする。

オ 処分決定通知と共に処分執行依頼を行う場合は、別記第7の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」に変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する（居住している）者であることが判明したので行政処分の執行を依頼する。」と追加記載して行うものとし、処分執行依頼書（第49号様式の2）の作成を省略するものとする。

(2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

ア 被処分者に対し処分書等を交付する場合は、第11の8に準じて行うものとする。この場合において、処分書等には次の事項を記載して交付するものとする。

(ア) 処分が免許の停止等であるときは、処分書等本文の処分期間の始期及び終期

(イ) 処分が免許の拒否又は取消しであるときは、処分書等の始期（交付（通知）年月日及び終期又は欠格期間）

(ウ) 処分が再試験の取消し又は若年取消しに係るときは、処分書等の交付（通知）年月日

なお、再試験又は若年取消し該当者に対し取消処分書を交付するときは、当該処分書の交付者において、当該処分書の通知（交付）年月日を記載して行うものとする。ただし、処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の免許情報記録の抹消は、当県において行うこととする。

再試験又は若年取消し該当者に取消処分書を交付したときは、処分執行通知書に当該処分書の写しを添付して、処分執行依頼をした都道府県警察に送付するものとする。この場合、被処分者が処分執行時に免許証を有する者であったときは、併せて返納された免許証を送付するものとする。

イ 被処分者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う免許情報記録の抹消については、当県において行うこととする。

ウ 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納（提出）された免許証（被処分者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）とともに、執行依頼処分通知書（第４９号様式の３）に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした都道府県警察送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、当県において免許証を返還することが予想される場合には協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「免許証は当県において返還」と記載し、当該免許証は送付しないものとする。

エ 被処分者が、当県において停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、当県において特定免許情報免許情報の記録（第１３の１（４）ア（ア）に該当する場合の記録に限る。）ができるものとする。この場合において、被処分者が処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していたときは、免許証の返還を当県において行う場合に限り、特定免許情報の記録ができるものとし、かつ、当該特定免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

第１１ 処分書等の交付

１ 関係事務の集中処理

行政処分事務は、情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであるから、処分書等の交付に関する事務は原則として運転免許課において集中的に処理するようにし、停止処分者講習を受けない者、文書による出頭通知に応じない者、所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付に限り、警察署において事務処理をするものとする。

2 処分書等交付の事務処理

処分書等の交付及び出頭通知は、その事務量が極めて多いことから、その事務の処理いかんによっては、処分の迅速性を損なうことから、次により事務処理を行うものとする。

ア 意見の聴取会又は聴聞会に出席した被処分者に対する事案の処分書等の交付は、意見の聴取の日又は聴聞の日に運転免許課長が行うこと。

イ 運転免許課に出頭するよう通知をした者に対する処分書等の交付は、処分者講習日に運転免許課長が行うこと。

ウ ア及びイ以外の者に対する出頭通知及び処分書等の交付は、処分書等の交付の指示又は処分書等の送付を受けた警察署長が行うこと。

3 出頭通知の方法

処分書等の交付のための出頭通知は、次により行うものとする。

ア 拒否及び保留処分の出頭通知

運転免許課長は、被処分者が拒否又は90日以上保留処分に該当したときは、執行日を定めて被処分者に対し法第90条及び意見の聴取等規則の定めるところにより、弁明通知書（第51号様式及び52号様式）に代理人資格証明書及び意見の聴取期日・場所・弁明日時・場所変更申出書（第53号様式）を添えて行うこと。

イ 点数制度によらない停止処分のお知らせ

法第103条第1項第1号から第4号まで及び同項第6号から第8号までに定めるもので90日未満の停止処分該当者の弁明等の機会の付与の通知は、聴聞等規則に基づき行うこと。

ウ 意見の聴取及び聴聞事案の出頭通知

(ア) 意見の聴取事案の出頭通知

運転免許課長は、意見の聴取呼出し名簿（公安委員会）又は（本部長）（第54号様式）による意見の聴取事案の出頭を通知する際は、意見の聴取通知書（第55号様式及び第57号様式）に意見の聴取通知受領書（第56号様式）、代理人資格証明書、補佐人出頭許可申請書（第58号様式）及び意見の聴取期日・場所・弁明日時・場所変更申出書を添えて行うこと。

(イ) 聴聞事案の出頭通知

運転免許課長は、聴聞呼出し名簿（公安委員会）又は（本部長）（第59号様式）による聴聞事案の出頭を通知する際は、聴聞等規則に基づき行うこと。

エ 意見の聴取通知書の記載例

再試験不受験又は若年取消しに係る意見の聴取通知書の「処分をしようとする

る理由」欄の記載については、それぞれの処分理由により別記第3、別記第3の2又は別記第4の3の記載例により行うこと。

オ 意見の聴取手続の開始時期

再試験不受験又は若年取消しに係る意見の聴取手続の開始時期については、再験通知書又は若年運転者講習通知書を直接交付した場合にあっては交付した日の翌日から1か月、配達証明郵便により送付した場合にあっては郵便物配達証明書の配達月日の翌日から1か月をそれぞれ経過した時点とすること。

カ 短・中期停止処分の出頭通知

運転免許課長は、短・中期停止処分の該当事案についての出頭通知は、短・中期被処分者名簿（第60号様式）により呼出通知書（第61号様式）を送付すること。

キ 取消し、停止及び禁止処分の執行

警察署長等は、取消し、停止及び禁止の処分書等の送付又は仮免許の取消しの処分書等の交付の指示を受けたときは、速やかに執行すること。

ク 保留・停止処分の執行日を指定する場合の留意事項

執行日は、保留又は停止期間の2分の1の期間を経過しない間に講習が終了することとなる日を指定すること。ただし、保留又は停止日数が40日未満の処分通知をするときは、執行の当日又は翌日に講習することとなる日を指定すること。

4 意見の聴取

- (1) 意見の聴取は、意見の聴取等規則に基づき行うものとする。
- (2) 意見の聴取の冒頭において、予定される処分内容及び根拠となる法令並びにその原因となる事実の説明は、意見の聴取理由書（第62号様式）により行うものとする。
- (3) 主宰者は、意見の聴取終了後、意見の聴取（聴聞）調書（第63号様式）を作成し、記名押印の上速やかに公安委員会又は警察本部長に提出し、意見の聴取の状況を報告するものとする。
- (4) 意見の聴取等規則第5条に定める代理人の出頭については、意見の聴取期日までに代理人資格証明書を提出させ、また、代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第64号様式）を提出させるものとする。
- (5) 意見の聴取等規則第6条に定める補佐人の出頭については、補佐人出頭許可申請書を意見の聴取期日までに提出させるものとし、出頭の許可をしたときは、速やかにその旨を、申請書を提出した当事者又はその代理人に通知するものとする。
- (6) 意見の聴取等規則第8条に定める意見の聴取期日の変更については、意見の聴取期日・場所・弁明日時・場所変更申出書を提出させるものとする。

- (7) (6)により意見の聴取期日等の変更の申出がなされた場合は、改めて期日を定め、意見の聴取期日・場所・弁明日時・場所変更通知書（第65号様式）等により通知するものとする。

5 聴聞

聴聞は、聴聞等規則に基づき行うものとする。

6 処分書等の交付等

処分書等の交付は、次により被処分者に処分理由を告知の上処分書等（第33号様式、第34号様式、第37号様式から第39号様式まで）を交付して行うものとする。

ア 処分書等を交付するときは、当該処分書等の下欄に交付年月日を記載して取扱者が押印すること。

イ 取消し（仮免許、再試験及び若年取消しを除く。）及び拒否の処分書等の交付をするときは、処分書等に指定欠格期間の始期（処分書等交付の日）及び終期の年月日を記入すること。

なお、取消し（仮免許、再試験及び若年取消しを除く。）の処分書等の交付については指定欠格期間を、拒否の処分通知書については免許の申請年月日をそれぞれ記入すること。

ウ 仮免許の取消しの処分通知書を交付するときは、処分通知書に処分決定年月日等を記入すること。

エ 停止及び禁止の処分書等を交付するときは、処分書等に処分日数、処分の始期（処分書等の交付の日）及び終期の年月日を記入すること。

オ 保留の処分通知書を交付するときは、処分通知書に免許の申請年月日、保留期間の始期（処分通知書交付の日）及び終期の年月日を記入すること。

カ 指定欠格期間又は処分の始期及び終期の計算に当たっては、執行日を1日として計算すること。

7 不出頭、執行不能等の場合の措置

不出頭に対する措置及び執行不能の場合の措置は、次により行うものとする。

ア 執行日に出頭しない者に対しては、再度出頭通知を行い、又は被処分者の自宅、勤務先等に赴いて処分書等を交付するなど迅速な執行に努めること。

イ 被処分者が所在不明の場合又は死亡その他の理由で執行依頼を受理した日から1か月以内に執行できないときは、呼出経過記録（第66号様式）等を作成して呼出しの経過を明らかにし、別添10の2により、処分書等を行政処分執行不能報告書に添えて運転免許課長に送付すること。

ウ 所在不明、長期出張等で、直ちに処分書等の交付のできない者については、その者の所在の発見に努め、又は帰宅を確認して処分書等の交付をするなど、

執行の時期を失することのないようにすること。

エ 運転免許課長は、イにより執行不能で返送されてきたものは、県外転出者については処分手配登録(配登録)するとともに、関係都道府県公安委員会に執行を依頼し、所在不明者については処分手配登録を行うこと。

8 処分書等交付の際の留意事項

- (1) 処分書等を交付する際は、処分書等の記載内容について、記載漏れ又は誤記がないかを点検し、執行を受ける者が被処分者本人であることを確認するものとする。
- (2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから行うものとする。
この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導するものとする。また、被処分者が免許証を有する者であるときは免許証を返納(提出)させ、マイナ免許証を有する者であるときは、マイナ免許証を提示させ、当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消するものとする。
- (3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示するものとする。
- (4) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 申立てが過去の違反行為について、その不存在を理由とするものであるとき。

(ア) その者が免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはありえない旨を説明してから処分書等を交付するものとするが、警察署において交付する場合には、運転免許課長にその旨を電話で速報し、指示を受けてから交付すること。

(イ) その者が免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、通報された違反行為が生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍)、住所等において一致する場合であっても、なお、同名異人の違反行為である場合があることを考慮して処分書等の交付を保留し、改めて当該違反行為に係る違反報告書の送付を受け、確認した後処分書を交付すること。

イ 申立てが、過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関するものであるときは、当該告知を受けた者において違反行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められた場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る違反報告書の送付を受けて事実を再確認した後、処分書等を交付すること。

ウ 申立てが当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものであるときは、当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められるときに限り、一時処分書等の交付を見合わせ、改めて

事案の内容を審査すること。

- エ 再試験不受験又は若年取消しで、意見の聴取欠席決定事案についてやむを得ない理由の申立てがあり、その内容に信頼性が認められるときは、一時、処分書等の交付を見合わせ、関係書類を運転免許課長に送付すること。

9 免許証及びマイナ免許証に関する措置

(1) 免許証に関する措置

処分書等の交付による免許証の提出、返納及びその後の措置は、次により行うものとする。

- ア 停止及び禁止の処分書等を交付したときは、免許証を提出させ、施錠のある場所に保管すること。

なお、2ア及びイの処分書等の交付により提出を受けた停止及び禁止の免許証は、免許証送付（受領）書（第67号様式）2部とともに、管轄警察署長に送付すること。ただし、免許証紛失者については、運転免許証提出不能届（別添10の第4号様式）を作成して送付することとし、当該免許証の送付を受けた警察署長は、その内容・数量を確認した後、免許証送付（受領）書に警察署到着年月日を記載し、及びこれに警察署受領者印を押印し、直ちに運転免許課長に送付し、執行免許証は執行順及び免許証送付（受領）書の番号順に免許証等管理簿（第68号様式）に一括して登載し、整理しておくこと。

- イ 警察署長は、保管免許証点検表（第69号様式）を用いて、毎月初旬（おおむね5日までの間）に次の確認を行い、免許証の紛失等事故防止に努めること。

(ア) 運転免許証送付書の内容が免許証等管理簿に登載してあること。

(イ) 執行処理票受理簿（別添10の第1号様式）のうち、処分執行した者に関する事項が免許証等管理簿へ登載してあること。

(ウ) 免許証の保管枚数と免許証等管理簿の未返還件数が合致していること。

- ウ 取消しの処分書等を交付したときは、運転免許証返納届（別添10の第2号様式）により免許証を返納させること。ただし、免許証紛失者については、運転免許証返納不能届（別添10の第3号様式）を提出させること。

なお、警察署長が処分執行した場合は、運転免許証返納届又は運転免許証返納不能届を、運転免許証送付書（行政処分関係）（第70号様式）により、速やかに運転免許課長に送付すること。

- エ 停止処分に伴い提出された免許証については停止期限に留意し、停止期間が過ぎても受領に来ない者については二重取得等の疑いもあるので状況を調査すること。

なお、停止期間が過ぎて免許証を2か月たっても受領に来ない者については、てん末を明らかにして、停止期間切れの免許証返戻について（第71号様式）

により運転免許課長に返戻すること。返戻された免許証については、返戻免許証受理簿（第 7 2 号様式）に記載し、運転免許課にて保管すること。

(2) マイナ免許証に関する措置

処分書等の交付に伴うマイナ免許証に関する措置は、次により行うものとする。

ア 取消処分該当者及び停止処分該当者のいずれも、保有状況の確認を実施した上で処分執行すること。

イ アによる処分の後、マイナ免許証の提示を求め、被処分者との同一性を確認した上で免許情報記録を抹消した後、免許情報記録が確実に抹消されていることを必ず確認すること。

ウ マイナ免許証紛失等により、免許情報記録の抹消を受けることができない場合は、免許情報記録抹消不能届（別添 10 の第 5 号様式）を提出させること。

(ア) 取消処分に係る免許情報記録抹消不能届の措置

運転免許課長が保管するものとし、警察署において取消処分を執行したものは、運転免許課長に送付すること。

(イ) 停止処分に係る免許情報記録抹消不能届の措置

警察署長が保管するものとし、運転免許課において停止処分を執行したものは、警察署長に送付すること。

(ウ) その他

マイナ免許証を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条第 4 項に規定する住所地市町村長に返納した場合は抹消を要しないが、取扱いの経緯を明確にするため、免許情報記録抹消不能届を提出させるものとする。この場合の免許情報記録抹消不能届に関する措置は、（ア）及び（イ）によるものとする。

エ 停止処分により免許情報記録を抹消したもののうち、運転免許課長が措置した場合は、マイナ免許証所有者行政処分執行連絡書（第 6 7 号様式の 2）を作成し、被処分者の住所地を管轄する警察署長に送付すること。

なお、当該書類は、電子メールによるデータでの送付も可能とする。

オ 次の書類の送付を受けた警察署長は、免許証等管理簿に登載し、一括して整理しておくこと。

(ア) ウにより送付される免許情報記録抹消不能届

(イ) エにより送付されるマイナ免許証所有者行政処分執行連絡書

カ 警察署長は、マイナ免許証の措置状況を記載するための免許証等管理簿について、（1）イの点検に合わせ、次の事項についても確認を行うこと。

(ア) 必要事項が適正に記載されていること。

(イ) 関係書類が一括して整理されていること。

(3) 停止処分者については、次の事項を教示すること。

ア 停止処分者講習制度に関すること（病気による危険性帯有及び違反者講習未受講による処分を除く。）。

イ 停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた者について、免許の効力の停止の期間が満了した場合又は免許の効力の停止が解除された場合におけるマイナンバーカードへの特定免許情報を記録するための申請手続として、停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録をするためには、有効なマイナンバーカードが必要である旨を教示すること。

1 0 再試験又は若年取消しに係る取消処分決定に伴う措置

再試験又は若年取消しに係る取消処分を決定した場合は、次により措置するものとする。

(1) 免許証を有する者に対する措置

9（1）ウによるほか、併記免許保有者の措置については、新たな免許証を作成し、交付するものとする。

(2) マイナ免許証を有する者に対する措置

9（2）によるほか、免許を取り消された者が、なお他の免許を受けている場合においては、当該マイナ免許証に記録された免許情報記録を当該他の免許に係る免許情報に書き換えるものとする。

1 1 住所変更及び免許証等の更新に対する措置

住所変更の未届者に対する措置及び停止期間中の免許証等の更新措置は、次により行うものとする。

(1) 住所変更に関すること

被処分者が、免許証等の記載事項（住所）変更手続を怠っていることを発見したときは、被処分者に速やかに住所変更の手続をさせるとともに、転出先の調査等必要な措置を講ずること。

(2) 運転免許の更新に関すること

ア 停止処分の期間中に免許証等の有効期間が満了するものについては、執行の際、所定の期間内に免許証等の更新の申請をするよう指導するとともに、処分書等の欄外右上に「更新期間〇〇年〇〇月〇〇日まで」の印を赤色で押印すること。

イ 免許証を有する者

更新後の免許証は、停止期間の満了後に交付すること。

ウ マイナ免許証を有していた者（9（2）イによる抹消を受けた者）

更新後の当該免許に係る特定免許情報は、停止期間の満了後、マイナンバーカードに記録すること。

1 2 執行報告

警察署長等は、拒否・保留及び法第90条による事後取消し・事後停止の処分通知書を交付したときは、その処分番号、処分決定日、処分日数、被処分者の氏名及び執行年月日時を運転免許課長に電話により速報するものとする。

なお、法第103条の取消し及び停止、第104条の2の2の取消し若しくは第106条の2の仮免許の取消又は第107条の5の運転禁止の処分書等を交付したときも同様とする。

第1 2 処分登録等

1 処分登録

- (1) 処分登録は、処分書等を交付した日に運転免許課長が原則として行うものとする。
- (2) 他の都道府県公安委員会から処分執行依頼を受けて処分書等の交付を行った事案についても準用するものとする。

2 処分猶予に関する登録等

- (1) 処分猶予は、運転免許課長が行うものとする。
- (2) 処分猶予に関する登録は、処分猶予決定後直ちに行うものとする。
- (3) 当該処分猶予登録に係る処分登録票の欄外に「処分猶予」と朱書きし、その部分又は所定の決裁欄に運転免許課長の決裁印を押印するものとする。
- (4) 処分猶予としたときは、処分猶予者名簿（第73号様式）により、処分猶予とされた運転者の出頭を求め、その者の処分基準該当点数、処分猶予とした理由及び今後更に違反行為をしたときは、処分猶予とした以前の違反点数が累積されるため、場合によっては、より重い行政処分を受けることがある旨を教示し、再犯による行政処分の際に争いを生じないようにしておくものとする。

3 処分手配登録

(1) 処分をした旨の通知に係る事案

処分をした旨の通知を行うときは、当該処分について処分手配登録をした後、処分書等を送付するものとする。

(2) その他の事案

(1) 以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

- (ア) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者
- (イ) 2 回目の出頭通知に応じない者
- (ウ) その他処分手配登録を必要と認めた者

(3) 違反者講習該当に係る事案

違反者講習通知において所在不明と認めた者に対する登録。

4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、処分短縮を決定した日に行うものとする。
- (2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

第13 停止期間満了又は停止処分解除時の措置等

1 停止期間満了又は停止処分解除時の措置

- (1) 処分を受けた者（以下「当該者」という。）が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

当該者に対して免許証を返還すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

当該者に対して免許証を返還するとともに、その者から運転免許事務処理要領の制定について（令和7年5月28日付け、例規甲（免講）第52号）に定める特定免許情報記録申請書（第5号様式）の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

- (2) 当該者が、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

（1）アのとおり。また、免許証の返還の際には、特定免許情報記録手数料が免除される者から誤って手数料を徴収すること（以下「特定免許情報記録手数料の誤徴収」という。）のないよう、（4）イ（イ）の措置を徹底するものとする。

なお、この場合は、免許保有状況変更申出書（紛失等時）（運転免許事務処理要領第7号様式）を提出させ、免許保有状況を変更するものとする。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

（1）イのとおり。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

（1）ウのとおり。

- (3) 当該者が、処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が特定免許情報の記録のみを希望した場合

当該者から特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を

受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

イ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合

当該者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が免許証の交付のみを希望した場合

当該者から運転免許証交付申請書（運転免許事務処理要領第6号様式）の提出を受けて、免許証を交付すること。また、免許証の交付の際には、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無のため、（4）イ（イ）の措置を徹底するものとする。

（4） 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

ア 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録（以下「初回の特定免許情報の記録」という。）を受ける者であって、次のいずれにも該当しないものについては、特定免許情報記録手数料を徴収しないとされている（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）ので注意すること。

（ア） 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮免許を除く。）が与えられた者

（イ） 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者

イ 手数料の誤徴収の絶無に向けた措置

（ア） 処分執行時の教示事項

当該者が停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた者である場合は、処分執行時にその者に対して停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録をするためには、有効なマイナンバーカードが必要である旨を教示するものとする。

（イ） アに該当する者が初回の特定免許情報の記録を受けなかった場合の措置

アに該当する者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証の還付又は新たに免許証の交付を受けた場合（（2）ア及び（3）ウ）は、特定免許情報記録手数料の免除対象である状態が継続することとなるため、4の措置により対象となる者を確実に管理し、特定免許情報記録手

数料の誤徴収防止を図ることとする。

なお、4の措置は、当該者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理するものとする。

(5) 免許証交付手数料の徴収について

(3) イ又はウの場合において免許証を交付する場合は、免許証交付手数料を徴収すること。

2 免許証の返還

停止期間の満了又は停止処分の解除により免許証を返還するときは、次の点に留意するものとする。

(1) 返還方法

処分書等により処分満了日を確認の上、行政処分免許証受領書(第74号様式)に所要事項の記載をさせて返還し、当該行政処分免許証受領書を免許証等管理簿に綴っておくこと。

(2) 休日等の処理

処分期間満了の翌日が休日に当たるとき、又は、執務時間外での返還を希望する場合は、前もって住所地を管轄する警察署に連絡をとるよう教示するとともに、警察署においては、休日等であっても免許証を返還できるよう配慮すること。

3 マイナンバーカードへの特定免許情報記録要領等

(1) 特定免許情報記録手数料が免除される者への対応要領

1 (4) アに該当する者に対しては、次のとおり措置するものとする。

ア 処分満了日の確認

処分書等により処分満了日を確認すること。

イ 特定免許情報記録手数料免除対象者であることを確認すること。

ウ 特定免許情報記録申請書の受理

(ア) 特定免許情報記録申請書を提出させ、申請内容を点検すること。

(イ) 特定免許情報記録申請書の受理に際しての留意事項

a 特定免許情報記録申請書への申請用写真は不要であること。

b 特定免許情報記録申請書の写真貼付欄及び手数料欄は、あらかじめ斜線を引いておき、措置が不要であることを示しておくことは可能とする。

(ウ) マイナンバーカードへの特定免許情報の記録

マイナンバーカードに特定免許情報を記録すること。

なお、処理完了後は、特定免許情報が確実に記録されていることを必ず確認すること。

(エ) 特定免許情報を記録した経緯の明確化

特定免許情報を記録した経緯を明確にするため、免許証等管理簿に必要事項を記載するとともに、本人から提出された特定免許情報記録申請書をこれに綴っておくこと。

エ 休日等の処理

免許証を返還する場合と同様に、休日等でも対応できるよう配慮すること。

- (2) 特定免許情報記録手数料が免除されない者及び免許証交付手数料が必要となる者への対応要領

特定免許情報記録手数料が免除されない者（１（４）ア以外の者）及び免許証交付手数料が必要となる者（１（５）に該当する者）については、受け付け可能な時間帯等、必要事項を教示すること。

- (3) 免許情報記録抹消時にマイナ免許証の備考欄に記録があった者への対応要領
備考欄に情報が記録されていた者については、特定免許情報を記録する際に同じ内容を入力すること。

4 特定免許情報記録手数料免除対象であることが継続している者に関する措置

１（４）イ（イ）に該当する者については、次により措置するものとする。

- (1) 免許証備考欄への措置

ア 措置の内容

免許証備考欄に「特定免許情報記録が未了 ○○年○○月○○日 山梨県公安委員会」と記載するものとする。

なお、上記措置を受けた者が、特定免許情報記録手数料免除の対象外となったときは、当該表示を二重線で消し、その上に山梨県公安委員会３号印を押印するものとする。

イ 措置を行う場所

免許証の返還又は交付について、運転免許課で取り扱った場合にあっては運転免許課長が、警察署で取り扱った場合にあっては警察署長が、それぞれ措置するものとする。

- (2) 警察署長の措置

ア 免許証備考欄への措置

（１）による免許証備考欄への措置を行う。

イ 特定免許情報記録手数料免除対象者であることを把握した場合の措置

初回の特定免許情報記録未了者名簿（第７７号様式）に登載の上、初回の特定免許情報記録未了者管理簿（第７８号様式）を作成すること。

ウ 運転免許課長への報告

初回の特定免許情報記録未了者管理簿により、運転免許課長に速報すること。
なお、報告はファクシミリ等により行い、報告が完了したものは、連絡の状

況を記載の上、初回の特定免許情報記録未了者名簿の簿冊に一連番号順に整理して一括して保管すること。

エ 運転免許課長から名簿の送付を受けた場合の措置

運転免許課長の把握に基づく初回の特定免許情報記録未了者管理簿の送付を受けた場合は、初回の特定免許情報記録未了者名簿に登載の上、当該簿冊に一括して保管すること。

なお、この場合は、初回の特定免許情報記録未了者名簿の備考欄には「運転免許課取扱」と記載するものとする。

オ 特定免許情報記録手数料免除の対象外となったことを把握した場合の措置

当該対象者が特定免許情報を記録又は更新等を行い、特定免許情報記録手数料免除の対象外となった場合は、次のとおり措置すること。

- (ア) 初回の特定免許情報記録未了者管理簿に、対象外となった状況を記載するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿に必要事項を記載すること。
- (イ) 対象外となった状況を追加記載した初回の特定免許情報記録未了者管理簿について、ウと同様の要領により運転免許課長に報告すること。

(3) 運転免許課長の措置

ア 警察署長から報告を受けた場合の措置

警察署長から初回の特定免許情報記録未了者管理簿が送付された場合は、記載内容を確認の上、初回の特定免許情報記録未了者名簿に登載すること。

なお、初回の特定免許情報記録未了者名簿は警察署ごとに索引を付して整理するものとし、警察署長から送付された初回の特定免許情報記録未了者管理簿は、当該一覧へ一連番号順に整理の上一括して保管するものとする。

イ 特定免許情報記録手数料免除対象者が免許証の交付に出向いた場合

1 (4) アに該当する者が免許証の交付申請に出向いた場合は、次の措置を執るものとする。

(ア) 免許証備考欄への措置

(1) による措置を行う。

(イ) 初回の特定免許情報記録未了者名簿等への措置

初回の特定免許情報記録未了者名簿に登載の上、初回の特定免許情報記録未了者管理簿を作成すること。

(ウ) 警察署長への報告

初回の特定免許情報記録未了者管理簿により、警察署長に速報すること。

なお、報告はファクシミリ等により行い、報告が完了したものは、連絡の状況を記載の上、初回の特定免許情報記録未了者名簿の簿冊に一連番号順に整理して一括して保管すること。

ウ 違反外手配登録の実施

- (ア) 本件対象者について、警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の改正について（通達）（令和８年３月３１日付け、警察庁丁運発第７５号、丁技企発第１９５号）に定める違反外手配登録（資料区分９５、事案名コード９９３（その他手配））を行うものとする。
- (イ) 手配登録を行った場合は、手配登録済みである旨を初回の特定免許情報記録未了者名簿及び初回の特定免許情報記録未了者管理簿に記載するものとする。

エ 特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合の措置

ウの手配を解除した上、初回の特定免許情報記録未了者名簿及び初回の特定免許情報記録未了者管理簿に、手配を解除した旨を記載するものとする。

オ 本件対象者が転出し、又は転入した場合の措置

- (ア) 他都道府県公安委員会から、当県で手配登録している者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった旨の連絡を受けた場合は、エの措置をとるとともに、（４）イ（イ）により警察署長に連絡するものとする。
- (イ) 他都道府県公安委員会において特定免許情報記録手数料の免除対象として手配登録されている者が、本県において特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合は、手配登録を行った公安委員会に連絡するものとする。

(4) 本件の留意事項

ア 特定免許情報記録手数料免除対象者が、特定免許情報を記録又は更新等を行い、手数料免除の対象外となるまで管理するものとする。

イ 手数料免除の対象外となった場合の措置

- (ア) 警察署長が把握した場合
 - a 手数料免除の対象ではなくなったことを把握した場合は、初回の特定免許情報記録未了者管理簿に対象外となった状況を記載するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にも必要事項を記載すること。
 - b 運転免許課長に対し、手数料免除の対象外となったことを連絡するものとする。この場合は、初回の特定免許情報記録未了者管理簿をファクシミリ等により送付するものとする。
- (イ) 運転免許課長が把握した場合
 - a 手数料免除の対象ではなくなったことを把握した場合は、初回の特定免許情報記録未了者管理簿に対象外となった状況を記載するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にも必要事項を記載すること。

- b 警察署長に対し、手数料免除の対象外となったことを連絡するものとする。この場合は、初回の特定免許情報記録未了者管理簿をファクシミリ等により送付するものとする。

第14 行政処分書等の保存

違反報告書、行政処分書、違反等登録票及び処分（短縮）登録票の保存は、次により行うものとする。

- (1) 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、一般違反行為を理由として処分した事案は8年間保存し、特定違反行為を理由として処分した事案は13年間保存すること。
- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は処分手配順に整理し、一般違反行為を理由として処分を決定した事案は10年3か月間保存とし、特定違反行為を理由として処分を決定した事案は15年3か月間保存すること（当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、アにより保管すること。）。

なお、その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。

- (3) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次の方法で整理保存すること。

ア 交通違反

警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存すること。

イ 交通事故

発生年月日順に整理し、13年間保存すること。

第15 点数制度の広報等

1 点数制度の広報

警察署長等及び運転免許課長は、交通取締り、運転者講習会等を利用するなどにより点数制度の周知に努めるものとする。

2 指導教養の徹底

取締り警察官に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においては、適切な応答ができるようにしておくこと。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は後日処分書等の交付又は警告通知書をもって知らされる旨を教示し、取締り警察官において計算した点数を教示することがないようにすること。

第16 行政処分手配者に対する措置等

行政処分手配者に対する措置等については、別に定める要領によるものとする。

第 17 違反等登録のある者による運転免許申請時等の適切な取扱いに向けた措置

違反等登録のある者による運転免許申請や受験相談(以下「受験相談等」という。)
に対し、適切な取扱いを図るため、別添 11 に基づいた措置を執ること。

第 18 その他

処分を受けている者の無免許運転防止

- (1) 免許の取消し、拒否、停止等を受けた者については、取締り警察官による計画的な監視及び指導を行うものとする。
- (2) 行政処分を受けた者が、安全運転管理者選任事業所等に勤務している者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底するものとする。

別表・様式・別記・別添 略